

令和 6 年 12 月 19 日

令和 6 年度 京都文化芸術都市創生審議会 主査制度レポート

京都文化芸術都市創生審議会

主査 池内奏音、太下義之、渡邊裕史

I 調査概要**1 調査目的**

京都文化芸術都市創生審議会では、個々の文化施策についてより深く審議を行うために、令和 6 年度より主査制度を導入。京都市が行う一つの事業を選定し調査を行うもの。

2 調査対象事業

京都芸術センター運営（指定管理）

3 調査日時等

令和 6 年 9 月 4 日（水）午後 1 時～ 4 時

於：京都芸術センター

4 調査方法

京都市並びに指定管理者（公益財団法人京都市芸術文化協会）へのヒアリング及び館内視察



京都芸術センター外観

II 調査結果**1 対象事業の概要**

京都芸術センター（以下「センター」という。）は、京都市芸術文化振興計画（平成 8 年 6 月策定）に基づき、京都市、芸術家その他芸術に関する活動を行うものが連携し、京都市における芸術を総合的に振興することを目的に、平成 5 年 3 月に閉校した元明倫小学校を活用し、平成 12 年 4 月に開設。現在は、指定管理者制度で運営され、以下の三つの活動を行っている。

- (1) ジャンルを問わない若い世代の芸術家の制作活動の支援【芸術文化活動センター機能】
- (2) さまざまなメディアを用いた、芸術文化に関する情報の収集と発信【芸術文化情報センター機能】
- (3) 芸術家と市民あるいは芸術家相互の交流の促進【芸術文化交流センター機能】

なお、現在の指定管理者は公益財団法人京都市芸術文化協会である。

2 総論

センターは、日本のアートセンターのモデルを形成してきた先駆的かつ代表的な施設である。制作室や、講堂、フリースペース、茶室、ギャラリーといった発表・ワークショップや地域の交流に利用できる空間を提供しているほか、市内外の芸術に関する情報を集積した情報コーナーや貴重な資料を所蔵する図書室も備えており、芸術振興のために必要な機能を集約している。活動方針及びそれらに基づい

た具体的事業も、アーティストや文化芸術に触れる人々にとって有益なものである。

四半世紀にわたる活動の中で、センターは、数多のアーティストを輩出し、重要なプログラムを展開してきている。例えば美術分野では名和晃平や宮永愛子、舞台芸術分野では地点や MONO、KUNIO といった作家や団体へ、キャリアの初期に活躍の場を提供している。

また、2000 年代に関西の劇場が相次いで閉鎖される中、センターは、創作の場としてだけでなく、発表の場としての役割も期待されるようになる。2005 年から開始された「演劇計画」は、現在では「KYOTO EXPERIMENT 京都国際舞台芸術祭」に成長し、アジアを代表する舞台芸術祭の一つになっている。

しかしながら、下記 3 で詳述するとおり、各事業の認知度や充実度については、必ずしも充分とは言えない部分もある。今後、センターの取組の認知度を上げるための広報活動のほか、KYOTO ARTBOX の適切な運用やアーティスト・イン・レジデンス（以下「AIR」という。）の充実といった事業の拡充が求められる。

いずれの課題も、根本的な原因は予算・人員の不足に起因していると考えられるため、より柔軟な指定管理制度の運用も含めたセンター運営の基礎部分の強化等の対応が求められる。また、令和 7 年度に開設 25 周年を迎えるセンターについて、これまでの成果や課題、この間のセンターを取り巻く環境の変化等を踏まえ、今後のセンターの展望等を明確に示すよう、検討されたい。

3 各機能の成果と課題

センターの事業は多岐にわたるため、本調査では 1 (1)～(3)の三つの機能における代表的な活動に絞って、評価と今後の改善点を述べる。

(1) ジャンルを問わない若い世代の芸術家の制作活動の支援【芸術文化活動センター機能】

ア 代表的な活動

制作支援事業（制作室使用者の公募）

イ 概要

若手芸術家を支える取組として、センター内にある 10 室の制作室を無償提供するもの。使用期間は最長半年（従来 3 か月であったが、令和 6 年 9 月使用分から延長）。半年ごとに利用希望者の募集を行い、審査を経て採択、制作室の利用を割り振る。近年の申請件数は 40～50 件程で、事業趣旨になじまないことが明らかな場合を除いて、全件採択されている。利用可能時間は、午前 10 時から午後 10 時までで、午前（10:00～13:00）、午後（13:00～18:00）、夜間（18:00～22:00）の 3 部制。



制作室 撮影：高野友実 2024 年

ウ 成果

最長半年という長期間、完全無償で提供している施設は他に例が少なく、非常に良い事業である。また、期間中に使用者連絡会への参加や市民との交流事業の実施を条件に付し、他者と交流する点、利用者のニーズに応え夜間利用が可能である点も大いに評価できる。

指定管理者は、利用者の固定化傾向に課題認識を持っているが、全体の 1 割は新規団体であり、緩やかに入れ替わりながら、若手世代にも一定利用されており、制作室は創作活動の促進に寄与していると評価する。

エ 課題

人口減少を背景に、若年層の文化芸術団体の減少傾向にあるなか、1割とはいえ新規申請があるのは評価すべきである。

一方で、若い世代への更なる周知は課題である。制作室の存在を知らないアーティストや、知っていても相応の実力がなければ利用できないなどの誤解を持っているアーティストもいる。広く門戸を開いた支援事業であることを若手に知ってもらえるような周知が必要である。

(2) 様々なメディアを用いた、芸術文化に関する情報の収集と発信【芸術文化情報センター機能】

ア 代表的な活動

「KYOTO ARTBOX」の運営

イ 概要

京都市内やその周辺で開催される文化芸術に関するイベントを、官民間問わず掲載する京都文化芸術総合オフィシャルサイト「KYOTO ARTBOX」の運営。



KYOTO ART BOX トップページ

当サイトは第1期京都文化芸術都市創生計画の計画後半期（平成24～28年度）に掲げた重要政策群2における「京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実」の取組の一環として、平成24年6月に開設された。京都のアーティスト、文化芸術イベントなどの情報のほか、各種インタビュー記事などを提供し、文化芸術情報の利用促進を図る。イベント情報は、民間の文化団体や市民も直接投稿することができる。

令和5年度には、子ども向けのイベントを掲載した「KYOTO ARTBOX for KIDS」を同サイト内に開設し、情報発信の強化を図っている。

ウ 成果

アクセス数は令和3年度：約14万件、令和4年度：約17万件、令和5年度：約21万件であり、徐々に増加している。

他都市にて運営している類似のサイトのアクセス数は、横浜市の「ヨコハマ・アートナビ」が、令和3年度：約14万件、令和4年度：約18万件、令和5年度：約24万件であり、広島市の「カルチャーひろしま」が令和5年度：約17万件である。近隣の自治体でいえば、神戸・阪神～姫路エリアの文化イベントを掲載した「神戸C情報」のアクセス数は令和3年度：約4万件、令和4年度：約6万件である。「KYOTO ARTBOX」のアクセス数は、「ヨコハマ・アートナビ」には若干及ばないものの、「神戸C情報」などと比べ、比較的高水準のアクセス数となっている。

エ 課題

センターの公式サイトへのアクセス数が令和5年度：約45万件であることを踏まえると、認知度やアクセス数にはまだ伸びしろがあると言える。指定管理者の人員不足（即ち運営予算の不足）により広報担当の専門人材が確保できておらず、サイトのコラム等のコンテンツや施設情報の定期的な更新、サイト自体の認知度を高めるための取組が実施できていない。

デザインは良いが、当該サイトが京都市のオフィシャルサイトであることが視覚的に分かりにくいことも、認知度が上がらない一因として考えられる。専門スタッフの増員等により、SNSの活用等も含めた広報機能を強化することが望ましい。

(3) 芸術家と市民あるいは芸術家相互の交流の促進【芸術文化交流センター機能】

ア 代表的な活動

アーティスト・イン・レジデンス（AIR）

イ 概要

国内外からアーティストを一定期間（最長3か月）招聘し、滞在中の活動を支援する事業。日本においては1990年代前半からAIRへの関心が高まり、地方自治体やアートNPOがその担い手となって取り組むケースが増えてきており、センターは先駆的に取組を行ってきた。



アーティスト・イン・レジデンス招聘作家
ジェナ・リーのトークイベントの様子、2023年

センターでは、招へいアーティストの希望を踏まえ、制作室を提供しリサーチに伴走するとともに、成果発表の機会や市民との交流の場を設けている。これらの取り組みを通して、異なる文化に触れることで新しい芸術表現を生み出そうとするアーティストの滞在制作活動の支援を行っている。

ウ 成果

センターは、本取組を平成12年の開館当初から実施。令和6年8月までに112名のアーティストの受入れを行ってきた。令和5年度の公募では185件の応募があり、インドのアーティスト1件を採択した。また、AIR団体等との連携事業として、相互にアーティストを派遣しあうエクステンジプログラムにも注力しており、昨年度はノルウェーと台湾からアーティストを受け入れ、台湾に2名の派遣を行っている。

エ 課題

センターには、多くのAIRの受入れ希望が寄せられているが、特に公募枠の採択は1件のみであり、センターの運営委員会等様々な場面で受入れ枠の増加を求められている。AIR事業は調整に大きな労力と費用を要する事業であり、限られた指定管理料や国等の補助金の不採択に起因する予算不足、また人員の制約から、受入れ枠の増加は困難な状態である。また、宿泊機能を備えていないセンターにおいては、近年、堀川団地との連携等により宿泊施設を確保する等の工夫を行っているが、滞在に係る各所との調整の負担も増大している。

設立以来、本市のAIRの中心的な役割を担ってきたセンターだけでなく、京都市にとっても、海外のクリエイティブ人材による創作・交流等の機会を逃している現状は損失であり、AIR事業の意義等を効果的に明示しつつ、センターの人的・経済的資源の確保、他の関係機関との連携強化を図る等、AIRのより一層の充実が望まれる。

4 事業経営の課題

アートコーディネーター等の専門人材を配し、総合的な芸術振興の拠点として開設されたセンターは、これまで日本のアートセンターのモデルを形成してきた先駆的な施設であり、四半世紀に及ぶ運営の中で、芸術家だけでなく、文化芸術活動を支える専門人材の育成面において、重要な役割を担ってきた。

今回の京都市とセンターへのヒアリングにおいて、近年、専門人材の任期途中での退職や新たな人材

確保が困難な状況があることを確認した。過度の職員流動化の進行は、業務効率の低下、これによる他の専門人材の負担増加、ひいては、就労環境の悪化という悪循環をもたらす原因となるものであり、センターは、運営上の大きなリスクに直面している。

指定管理者において、予算（指定管理料）の範囲での運営に努めた結果、センターの専門人材の人員は遡減し、賃金水準も久しく増額改定されていない。働き方改革や賃上げが進む社会全体との乖離は、職員流動化や人材確保が困難となっていることの一因となっているとも推測され、指定管理者からも同様の課題認識とともに、京都市に対し、指定管理料の増額の必要性が示されている。センター機能を最大限発揮するためには、事業費を節減しつつ、人件費の確保に汲々とする現状の改善が強く求められる。

例えば、職員の給与水準を市や他の施設の給与水準に連動させたり、指定管理者の選定において、非公募で長期契約（10年など）にする関東圏の施設の動きを参考にしたりする等の対策が考えられる。

25年の節目を迎え、今後もセンター機能を最大限発揮するため、京都市には、前述の現状の改善に向けた取組はもとより、国における文化芸術関係者の労働環境改善に向けた動きを注視しつつ、指定管理制度の運用に係る他都市事例の調査、センター運営に係る展望の明確化等、センター運営の基盤強化に向けた取組を求めたい。

（参考資料）

- ・京都芸術センター パンフレット
- ・アーティスト・イン・レジデンス パンフレット